

福岡県公報

平成21年 2 月27日
第 2 9 3 6 号

目 次

告 示 (第325号 - 第359号)

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更	(市町村支援課) 2
福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正	(県民情報広報課) 2
土地改良法第95条第 1 項に定める者の換地処分	(農村整備課) 2
土地改良区の解散の認可	(農村整備課) 2
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) 2
救急病院の認定	(医療指導課) 2
建築基準法第 6 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定による指 定の取消し	(建築指導課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知		

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 6
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 7
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) 9
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)10
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)11
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)11
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)11
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)12
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)12
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)12
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)13
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)13
道路の区域の変更	(道路維持課)14
道路の供用の開始	(道路維持課)14

公 告

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募 集	(県民情報広報課)14
落札者等の公示	(総務事務センター)15
一般競争入札の実施	(システム管理課)17
エコライフ応援システム構築業務に係る提案の募集	(環境政策課)19
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)20
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)20

公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課)24

告 示

福岡県告示第325号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請のあった福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、平成21年2月9日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第326号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法(平成17年4月福岡県告示第710号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

表の福岡県職員(労務職員)採用選考試験の項の次に次のように加える。

福岡県行政実務研修生採用試験	順位及び得点	"	"	"
----------------	--------	---	---	---

福岡県告示第327号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
--------------	-----------	---------

嘉穂郡碓井町平山飯田土地改良事業共同施行	嘉麻市飯田及び平山	平成21年2月9日
----------------------	-----------	-----------

福岡県告示第328号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福岡市せふり土地改良区	平成21年2月17日

福岡県告示第329号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定する区域

太宰府市大字北谷字夕内1125番1、1125番2、1125番4、1126番、1127番、1128番、1129番、1130番、1133番3、1133番8、1133番10、1134番1、1134番3、1134番4の一部、1134番5、1135番1、1135番2、1307番、1532番1及び1532番5

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第330号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病

院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	平成21年3月1日から 平成24年2月29日まで
長田病院	柳川市下宮永町523-1	
上野外科胃腸科病院	糟屋郡志免町志免2-10-20	

福岡県告示第331号

次のように建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定による指定を取り消したので、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第22条第3項の規定により公示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定を取り消した日
3	九州住宅保証株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目4番8号	平成21年2月1日

福岡県告示第332号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年11月12日福岡県告示第1704号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年8月15日農林水産省告示第1151号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに宗像市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年9月5日福岡県告示第1352号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年9月12日農林水産省告示第1416号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第336号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年9月22日農林水産省告示第1523号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第337号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和63年10月15日農林水産省告示第1653号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成11年11月14日農林水産省告示第1510号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成11年11月29日農林水産省告示第1585号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに前原市役所及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）以外の流域に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成6年1月28日農林水産省告示第182号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに福岡市役所及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第341号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年3月6日農林水産省告示第348号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第342号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年3月18日農林水産省告示第413号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第343号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年3月24日農林水産省告示第429号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第344号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年3月24日農林水産省告示第431号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第345号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	21年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	21年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	21年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	新宮町
	21年4月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	新宮町
	21年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	21年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	21年4月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	須 恵 町 カルチャーセンター	須 恵 町
	21年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町東地区 社会体育館	志免町
	21年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町西地区 社会体育館	志免町
	21年4月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場	久山町
	21年4月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	篠栗町商工会	篠栗町

	21年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場	粕屋町
	21年4月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場	粕屋町
	21年4月29日から 21年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、糟屋郡内各町、古賀市と協議の上、指示する。		糟屋郡 古賀市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年4月29日から 21年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糟屋郡 古賀市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年4月29日から 21年6月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糟屋郡 古賀市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年4月29日から 21年7月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糟屋郡 古賀市

福岡県告示第346号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	筑前町
	21年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	筑前町
	21年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	筑前町
	21年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	21年4月10日	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	東峰村
	21年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーションバサロ	朝倉市
	21年4月14日	10:00~12:00	久喜宮コミュニティ	朝倉市
	21年4月14日	13:00~15:00	J A 筑前あさくら志波支店	朝倉市
	21年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら杷木支店	朝倉市
	21年4月16日	10:30~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら高木支店	朝倉市
	21年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	朝倉市
	21年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	秋月BATABATA市	朝倉市
	21年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市

21年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市	
21年4月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市	
21年4月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	朝倉市	
21年4月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市	
21年4月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市	
21年4月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町	
21年5月1日から 21年6月30日まで	左欄の間に行う検査については、朝倉郡内各町、三井郡各町、朝倉市及び小郡市と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	21年5月1日から 21年6月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年5月1日から 21年6月30日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年5月1日から 21年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	朝倉郡 三井郡 朝倉市 小郡市
--	-------------------------	---------------------------------------	--------------------------

福岡県告示第347号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年5月11日	10：00～12：00	小波瀬コミュニティセンター	苅田町
	21年5月11日	13：00～15：00	三原文化会館	苅田町
	21年5月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	三原文化会館	苅田町
	21年5月13日	10：30～12：00	J A 福岡みやこ伊良原支所	みやこ町
	21年5月13日	13：30～15：00	みやこ町犀川体育館	みやこ町
	21年5月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町犀川体育館	みやこ町
	21年5月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町豊津支所	みやこ町
	21年5月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町勝山体育館	みやこ町

	21年5月19日	10：00～12：00	行橋市仲津公民館	行橋市
	21年5月19日	13：00～15：00	行橋市今川公民館	行橋市
	21年5月20日	10：00～12：00	行橋市延永公民館	行橋市
	21年5月20日	13：00～15：00	行橋市民会館	行橋市
	21年5月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	行橋市民会館	行橋市
	21年5月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	行橋市民会館	行橋市
	21年5月23日から 21年7月22日まで	左欄の間に行う検査については、京都郡内各町及び行橋市と協議の上、指示する。		京都郡 行橋市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年5月23日から 21年7月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		京都郡 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年5月23日から 21年7月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		京都郡 行橋市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年5月23日から 21年8月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		京都郡 行橋市

福岡県告示第348号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年6月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	赤 村
	21年6月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	赤 村
	21年6月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	添 田 町
	21年6月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	添 田 町
	21年6月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	添 田 町 役 場	添 田 町
	21年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	大 任 町 役 場	大 任 町
	21年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町農産物直売所「De・愛」	川 崎 町
	21年6月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	川 崎 町 民 会 館	川 崎 町
	21年6月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	福 智 町
	21年6月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 方 城 分 館	福 智 町

21年6月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 金 田 分 館	福 智 町
21年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	福 智 町
21年6月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸 田 町 役 場	糸 田 町
21年6月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	香 春 町 勤 労 者 研 修 セ ン タ ー	香 春 町
21年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	香 春 町 勤 労 者 研 修 セ ン タ ー	香 春 町
21年6月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
21年6月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
21年6月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
21年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	田 川 市 教 育 庁 舎	田 川 市
21年6月27日から 21年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、田川郡内各町村及び田川市と協議の上、指示する。		田 川 郡 田 川 市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	21年6月27日から 21年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	田 川 郡 田 川 市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	21年6月27日から 21年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	田 川 郡 田 川 市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	21年6月27日から 21年9月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		田川郡 田川市

福岡県告示第349号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人グリーンフォレスト福岡

(2) 代表者の氏名

西村 保美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区社領1丁目2番9号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、森林の保全や林業の育成、森林資源の活用と地域産の木材を活用した住宅の推進、木造建築に関連する伝統や技術の継承を支援する事業を行ない、森と町がネットワークを結ぶ事により、木材の適正な流通と活用を図り、水や空気、

山の保全といった多益的な森林の機能を高めると共に、森林資源を有効に活用する事により森や町の環境を良好し木の文化を後世に継承することを目的とする。

福岡県告示第350号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年1月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 I B U K I

(2) 代表者の氏名

廣瀬 伸一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区七隈七丁目45番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の周産期医療にかかわる人を対象として新生児蘇生法の教育と普及を図り、周産期医療のレベルを向上させ、より多くの新生児をよりよい状態で胎外生活に適応させ後障害を持つことなく生存できるようにすることを目的とする。

福岡県告示第351号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年1月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人ぼこ・あ・ぼこ

(2) 代表者の氏名
鎮西 洋美

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区三宅2丁目37番9号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人達に対して、「生き生きと生活できる場」、「安心して活動できる場」、「社会参加の場」、「仕事をする場」となることを目的とした事業を行い、地域の人々との相互理解を促し、健康で安心して暮らせるまちづくりと障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第352号
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年2月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 あったか

(2) 代表者の氏名
樋口 文章

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区屋形原5丁目9番6号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害のある人が、地域社会において穏やかな環境の中で生活できるよう、また、多くの人と関わりを持てるよう支援していくと共に、社会資源として地域社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成21年2月18日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
鞍手町新東北土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成21年2月27日から 平成21年3月30日まで	鞍手町役場

福岡県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
福岡市金武西土地改良区	平成21年2月18日

福岡県告示第355号

筑後市土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏 名	住 所
村 上 知 巳	筑後市大字津島1340番地
近 藤 公 男	" 大字北長田662番地
貝 田 忠 敏	" 大字富久578番地 2
田 中 正 助	" 大字折地22番地
下 川 満 男	" 大字折地590番地 1
川 口 廣 喜	" 大字馬間田1318番地 1
太田黒 一 八	" 大字中折地338番地
塚 本 正 弘	" 大字中牟田536番地
塚 本 秀 喜	" 大字島田410番地
中 富 直 俊	" 大字井田246番地 3
富 安 明	" 大字井田697番地 1
下 川 義 孝	" 大字常用1356番地 1
溝 口 宗 雄	" 大字久恵1114番地
田 島 雅 弘	" 大字鶴田1565番地 1
田 中 稔	" 大字新溝594番地
石 橋 弘 之	" 大字江口490番地
津 留 孝 敬	" 大字富重632番地
永 田 昌 巳	" 大字西牟田3764番地
富 永 哲 治	" 大字若菜1656番地
中 村 浩 章	" 大字津島915番地
金 子 健	みやま市瀬高町本郷567番地 1
三小田 新	" " 本郷903番地 2

2 就任監事

氏 名	住 所
井 口 金 平	筑後市大字下妻384番地 2
坂 本 好 教	" 大字折地725番地
小 田 新 治	" 大字高江728番地 2

福岡県告示第356号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
柳川市大和町中島字中坪230及び231
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳川市大和町中島264 - 1
松藤 昇

福岡県告示第357号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条3項の規定により公示する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 稲荷
- 2 区域の所在地 田川郡福智町赤池
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	地番	標柱番号
田川	福智	赤池	578番3の1	1号から3号まで
			578番23	4号
			578番21	5号
			578番13	6号
			578番34	7号
			578番2	8号

福岡県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	一般道	496号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原1573番1先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原1577番3先まで	6.0 ～ 11.0	280.0
			後	同上	6.0 ～ 15.0	280.0

福岡県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1573番1先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原1577番3先まで

公 告

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集します。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

提案参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）のうち、業種区分が03-02（活版印刷）又は13-06（広告宣伝）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（福岡県総務部総務事務センター調達班において格付の確認を行うこと。）
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

- (4) 質の高い誌面が作成できること。
- (5) 年間を通して確実な履行が見込めること。
- (6) 県内の地域事情に精通していること。
- (7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (8) 提案書を製作したスタッフが採用後も製作に当たることができること。
- (9) 過去5年間にカラーページを含む、月刊誌、隔月誌又は季刊誌を継続して発行したことがあること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092 - 643 - 3102

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

平成21年2月27日(金)から平成21年3月13日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 提出期限

平成21年3月17日(火)午後5時45分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

- (4) 説明会の開催

ア 日時

平成21年3月19日(木)午前10時30分から

イ 場所

福岡県庁 行政13号会議室(南棟地下1階)

福岡市博多区東公園7番7号

- (5) 提案書等の提出

ア 期限

平成21年4月10日(金)午後5時45分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

エ 提案書等の審査

提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成21年度福岡県広報誌『グ
ラフふくおか』製作業務委託業者選定委員会」で審査する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成21年1月29日

4 落札者の氏名及び住所、落札金額

	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額（ 1枚（カウント）当 たりの単価、 税抜き）
(1)	本庁・モノ クロ	A	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	0.90 円
		B			0.90 円
		C			0.68 円
		D			0.68 円
		E			0.68 円
(2)	福岡地区・ モノクロ	A	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多区東比 恵3丁目9番15号	0.98 円
		B			0.98 円
		C			0.98 円
		D			0.75 円
		E			0.68 円
(3)	北九州地区 ・モノクロ	A	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多区東比 恵3丁目9番15号	1.25 円
		B			1.25 円
		C			1.25 円
		D			0.98 円
		E			0.84 円
(4)	筑豊地区・ モノクロ	A	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小倉北区 米町1丁目2番26号	1.38 円
		B			1.38 円
		D			1.38 円
		E			1.38 円
(5)	筑後地区・ モノクロ	A	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多区東比 恵3丁目9番15号	0.99 円
		B			0.99 円
		C			0.99 円
		D			0.72 円
(6)	本庁・カラ ー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	1.20 円
		F (カラー)			7.62 円
(7)	本庁・カラ ー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	0.80 円 6.20 円

(8)	本庁・カラ ー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	0.80 円 6.20 円
(9)	福岡地区・ カラー1	F - 3 - 1 (モ ノクロ)	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多区東比 恵3丁目9番15号	1.23 円
		F - 3 - 1 (カ ラー)			6.10 円
		F - 3 - 2 (モ ノクロ)			1.23 円
		F - 3 - 2 (カ ラー)			6.80 円
		F - 4 - 1 (モ ノクロ)			2.23 円
		F - 4 - 1 (カ ラー)			12.90 円
		F - 4 - 2 (モ ノクロ)			1.23 円
		F - 4 - 2 (カ ラー)			7.20 円
		F - 4 - 3 (モ ノクロ)			1.23 円
		F - 4 - 3 (カ ラー)			7.60 円
(10)	福岡地区・ カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	0.84 円 7.00 円
(11)	福岡地区・ カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	1.00 円 7.00 円
(12)	北九州地区 ・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小倉北区 米町1丁目2番26号	8.40 円 41.00 円
(13)	北九州地区 ・カラー2	G - 4 (モノ クロ)	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小倉北区 米町1丁目2番26号	1.00 円
		G - 4 (カラ ー)			7.40 円
		G - 12 (モノ クロ)			1.00 円
		G - 12 (カラ ー)			7.40 円

(14)	筑豊地区・ カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス 北九州株式会社	福岡県北九州市小倉北区 米町1丁目2番26号	1.20 円 11.00 円
(15)	筑豊地区・ カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多区東比 恵3丁目9番15号	1.20 円 5.53 円
(16)	筑後地区・ カラー1	F - 1 (モノ クロ)	リコー九州株式 会社	福岡県福岡市博多区東比 恵3丁目9番15号	9.20 円
		F - 1 (カラ ー)			17.10 円
		F - 3 (モノ クロ)			4.40 円
		F - 3 (カラ ー)			16.90 円
		F - 7 - 1 (モ ノクロ)			3.70 円
		F - 7 - 1 (カ ラー)			16.20 円
		F - 7 - 2 (モ ノクロ)			3.70 円
(17)	筑後地区・ カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	0.86 円 6.00 円
(18)	筑後地区・ カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士ゼロックス 福岡株式会社	福岡県福岡市博多区博多 駅前1丁目6番16号	1.58 円 22.86 円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成20年12月10日

公告

福岡県行政情報通信ネットワーク等運用保守管理業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

福岡県行政情報通信ネットワーク等運用保守管理業務委託

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買い入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月25日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	04	調査統計	AA

(2) 都道府県又はこれと同規模以上の類似する団体のデータ通信機器（ルータ、インテリジェントハブ、メディアコンバータなどのネットワーク機器で1,000台以上）の運用管理の実績を持ち、迅速かつ確実に履行できると認められる者

なお、実績を証明する書類を提出すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

- 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間
中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部システム管理課 情報基盤班
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092 - 643 - 3194
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成21年2月27日(金)から平成21年3月13日(金)までの福岡県の休日を定める
条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の
休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札説明会の開催
- (1) 日時
平成21年3月19日(木)午後3時00分
- (2) 場所
4の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成21年3月25日(水)午後5時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期

限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
4の部局とする。
- (2) 日時
平成21年3月26日(木)午前10時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3
項の規定により再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代理
人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られれば直ちにそ
の場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額
とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人
等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書
面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額
とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人
等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書
面を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は、12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

次のとおりエコライフ応援システム構築業務に係る提案を募集します。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

エコライフ応援システム構築業務に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 国、普通地方公共団体、福岡県の公社等外郭団体においてホームページ構築の実績をもつこと。
- (2) 委託業務に従事する労働者を、次に定めるところにより、雇用すること。

ア 新規に雇用する予定の失業者数

6人（延べ294人以上）又は本事業に従事する予定の全労働者数の4分の3のいずれか大きい数以上

イ 新規に雇用する予定の労働者の募集方法

公共職業安定所に求人申込みを行うとともに、必要に応じ、文書、インターネット等により募集する。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県環境部環境政策課地球環境班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3356

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成21年3月12日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

手交

(3) 説明会

ア 日時

平成21年3月3日(火) 午前10時00分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟南棟3階 環境部会議室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成21年3月13日(金) 午後5時(締切厳守のこと)

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

製版機賃貸借契約

画像伝送システム賃貸借契約

デジタルステレオカメラ等賃貸借契約

センサーカメラシステム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成21年3月9日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者。

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092-641-4141 内線6675

- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成21年2月27日(金)から平成21年3月9日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限
平成21年3月9日(月) 午後6時00分
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。
- 9 開札の日時及び場所
- (1) 日時
- | | |
|---------------|---------|
| 平成21年3月10日(火) | 午後1時15分 |
| 平成21年3月10日(火) | 午後1時30分 |
| 平成21年3月10日(火) | 午後1時45分 |
| 平成21年3月10日(火) | 午後2時00分 |
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合におい

て、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- 10 予定価格を下回る入札がない場合の措置
開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

警察官募集ポスター掲出業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称

警察官募集ポスター掲出業務

- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成21年4月1日から平成21年8月31日までの間
- (4) 業務場所
福岡県警察本部警務部警務課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月12日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	06	広 告 宣 伝	AA又はA

- (2) 当該業務を迅速かつ確実に履行できると認められるもの。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成21年2月27日(金)から平成21年3月11日(水)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会の開催

(1) 日時

平成21年3月5日(木) 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部視聴覚室(地下1階西側)

(3) 参加申込方法

平成21年3月4日(水)午後6時00分までに4の部局に電話で申込み

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成21年3月12日(木) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年3月13日(金) 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同價の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年2月27日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県宗像警察署の部津屋崎交番の項中「津屋崎692番地の15」を「津屋崎3丁目11番1号」に改め、同表福岡県朝倉警察署の部夜須交番の項中「東小田3286番地3」を「東小田1681番地1」に改め、同表福岡県行橋警察署の部白川駐在所の項中「大字鋤崎488番地5」を「大字鋤崎479番地3」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県行橋警察署の部白川駐在所の項の改正規定は公布の日から、同表福岡県宗像警察署の部津屋崎交番の項の改正規定は平成21年3月2日から、同表福岡県朝倉警察署の部夜須交番の項の改正規定は同月4日から施行する。